

試験問題 (解答時間 50 分) (100 点)

VI. 相続税法

問 1

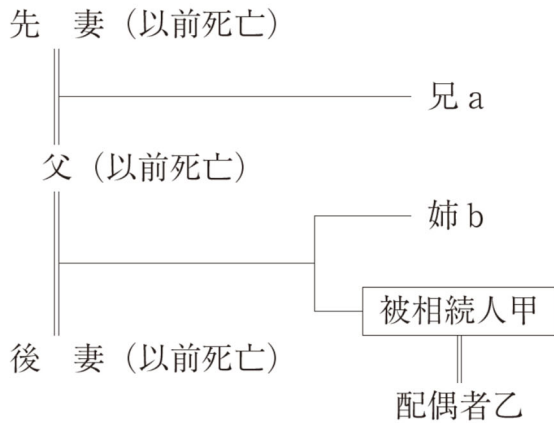
次の設例により、相続人及びその相続分を求め、 から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計 12 点)

(1)



相続人	相続分
配偶者乙	$\frac{1}{2}$
a	$\frac{1}{2} \times \text{A} = \square$
b	$\frac{1}{2} \times \text{B} = \square$
胎児	$\frac{1}{2} \times \text{C} = \square$

(2)



相続人	相続分
配偶者乙	<input type="text" value="D"/>
兄 a	<input type="text" value="E"/> = <input type="text"/>
姉 b	<input type="text" value="F"/> = <input type="text"/>

問2

次の文中の、 から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計12点)

民法に定める遺言の方式には、一般的な普通方式と特別な事情がある場合の特別方式があり、そのうち普通方式は、遺言をしようとする者が自分の手で作成(財産目録についてはパソコン等での作成も可)する 、遺言をしようとする者が遺言の趣旨を口頭で述べ、公証人がそれを筆記し作成する 、秘密証書によって作成する の3種類がある。なお、 に達した者は、遺言をすることができる。

また、遺贈の種類には財産の何分の何という割合で示す と、特定の財産を示す がある。

- | | | | | |
|-----------|------------|---------|---------|-----------|
| 1. 満15歳 | 2. 満16歳 | 3. 満18歳 | 4. 満20歳 | 5. 秘密証書遺言 |
| 6. 公正証書遺言 | 7. 自作遺言 | 8. 指定遺贈 | 9. 割合遺贈 | 10. 包括遺贈 |
| 11. 特定遺贈 | 12. 自筆証書遺言 | | | |

問3

被相続人の死亡に伴う死亡保険金の受取人に対する課税関係をまとめた から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計9点)

被保険者	保険料負担者	課税関係
被相続人	被相続人	<input type="text" value="A"/>
被相続人	保険金受取人	<input type="text" value="B"/>
被相続人	上記以外の者	<input type="text" value="C"/>

- | | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 1. なし | 2. 所得税 | 3. 相続税 | 4. 贈与税 |
|-------|--------|--------|--------|

問5

次の〈資料〉に基づき、取引相場のない株式の評価額を求め、には解答欄の選択肢の中から選び、それ以外の解答欄には数値を入力しなさい。ただし、数値入力の解答は整数とする。(小数点以下切り捨て)

なお、評価方式は原則的評価方式によるものとする。(計19点)

配偶者乙は、被相続人甲(本年6月10日死亡)から丁社株式(取引相場のない株式であり、評価上「小会社」に該当する。)8,000株を相続により取得した。

なお、配偶者乙とその同族関係者の議決権割合は40%である。

また、「評価差額に対する法人税額等相当額」は37%として計算するものとする。

〈資料〉

(1) 課税時期における発行済株式総数		40,000株
(2) 類似業種比準価額		2,500円
(3) 課税時期の資産及び負債の金額		
	(帳簿価額)	(相続税評価額)
資産	75,200千円	215,200千円
負債	34,600千円	34,600千円
(4) 配当還元価額		1,600円

(1) 純資産価額

① 評価差額に相当する金額

$$(\text{A} \text{ 千円} - \text{B} \text{ 千円}) - (\text{ } \text{千円} - \text{ } \text{千円}) = \text{C} \text{ 千円}$$

② 評価差額に対する法人税等

$$\text{ } \text{千円} \times \text{ } \% = \text{D} \text{ 千円}$$

③ $\text{ } \text{千円} - \text{ } \text{千円} - \text{D} \text{ 千円} = \text{E} \text{ 千円}$

④ 1株当たりの純資産価額

$$\frac{\text{E} \text{ 千円}}{\text{F} \text{ 株}} = \text{ } \text{円}$$

⑤ 取得者とその同族関係者の議決権割合が50%以下の場合

$$\text{ } \text{円} \times \frac{\text{G}}{100} = \text{ } \text{円}$$

(2) $\text{H} \text{ 円} \times \text{I} + \text{ } \text{円} \times (1 - \text{I}) = \text{ } \text{円}$

(3) (1) $\text{ } \text{円}$ (2) $\therefore \text{J} \text{ 円}$

問7

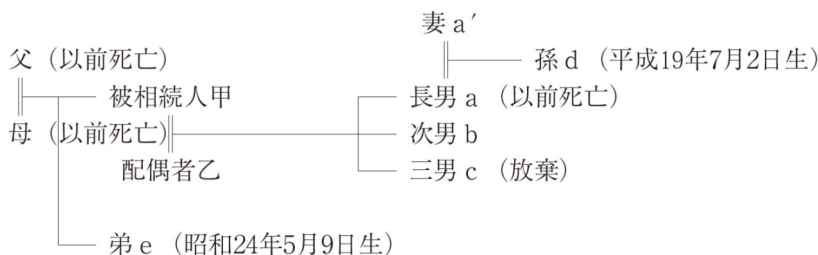
下記の〈資料〉に基づき、各相続人等の算出相続税額まで求め、 から に当てはまる数値を入力しなさい。ただし、数値入力の解答は整数とする。(小数点以下切り捨て)

なお、算出相続税額のおん分割合は小数点以下4位まで求め、小数点以下3位の大きいものから順次切り上げ、小数点以下3位で調整できないときは、小数点以下4位で調整するものとする。(計20点)

〈資料1〉

(1) 東京都に以前から住所を有する被相続人甲は、令和4年9月9日に死亡し、相続人等は同日相続の開始があったことを知った。

被相続人甲の相続人等の状況は次のとおりである。



(注1) 長男 a、父及び母は、相続開始以前に死亡しているが、各人に係る相続については遺産総額が遺産に係る基礎控除額以下であった。

(注2) 三男 c は、相続を正式に放棄している。

(注3) 特に記載のある者を除き、すべて日本国内に住所を有している18歳以上の者である。

〈資料2〉

相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額	各法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円

I 各人の課税価格 (単位: 円)

項目 \ 相続人等	配偶者乙	次男 b	孫 d	三男 c	弟 e	合計
課税価格	107,250,000	8,250,000	34,650,000	8,250,000	6,600,000	165,000,000

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額(単位: 千円)		遺産に係る基礎控除額(単位: 千円)		課税遺産総額(単位: 千円)	
<input type="text"/>		<input type="text"/> A + <input type="text"/> B × <input type="text"/> C 人(法定相続人の数) = <input type="text"/>		<input type="text"/>	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額(単位: 千円)		相続税の総額の基となる金額(単位: 円)	
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	<input type="text"/>		<input type="text"/> F	
<input type="text"/>	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{D}$	<input type="text"/> E		<input type="text"/>	
合計 <input type="text"/> 人	1			相続税の総額(百円未満切捨)	<input type="text"/> 円

III 各人の算出税額の計算 (単位: 円)

項目 \ 相続人等	配偶者乙	次男 b	孫 d	三男 c	弟 e	合計
相続税の総額						<input type="text"/>
おん分割合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	1.0
算出相続税額	<input type="text"/> G	<input type="text"/> H	<input type="text"/> I	<input type="text"/>	<input type="text"/> J	<input type="text"/>